

## 母子家庭福祉医療費助成制度実施要綱

### 1 目的

母子家庭の母等および児童の医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

### 3 定義

- (1) この要綱において母子家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子（以下「母等」という。）が、18 歳未満（ただし 4 月 1 日後に 18 歳に達したときは、翌年の 3 月 31 日までの間は 18 歳未満とみなす。）の者（以下「児童」という。）を扶養している家庭（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設等に入所している者を除く。）をいう。
- (2) 前項の児童福祉施設等とは、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設であって次に掲げるものとする。
  - ア 乳児院
  - イ 児童養護施設
  - ウ 児童心理治療施設
  - エ 児童自立支援施設
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
  - イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。）
  - オ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
  - カ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (4) 助成対象者 市（町）の区域内に居住する母子家庭の母等および児童で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者および市（町）施行規則で定める施設に入所している者を除く。）をいう。
- (5) 附加給付 医療保険各法の規定に基づき保険者または共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により、医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

### 4 助成の範囲

- (1) 助成対象者の疾病または負傷について、保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医

療に要する費用の額（健康保険法第 85 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額および同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、市（町）施行規則で定める手続に従い、当該助成対象者または保護者に対し、その満たない額に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、当該疾病または負傷について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、母子家庭の母等、母子家庭の母等の配偶者および母子家庭の母等の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として当該母子家庭の母等の生計を維持する者のうちに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。
- (3) 第 1 項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額および当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- (4) 福祉医療費は母子家庭の母等の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号。以下「措置令」という。）第 46 条第 4 項に規定する額に 10 万円を加算した額を超えるときは、助成しない。  
母子家庭の母等の配偶者の前年の所得または母子家庭の母等の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、主として当該母子家庭の母等の生計を維持する者の前年の所得が、措置令第 52 条の表第 5 条の 4 第 2 項の項下欄に規定する額を超えるときも同様とする。
- (5) 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 53 号）第 1 条の規定による改正前の国民年金施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 6 条および第 6 条の 2 に規定する所得の範囲および計算方法とする。

## 5 助成の方法

- (1) 福祉医療費の助成を受けようとする者は、福祉医療費助成申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類、その他市（町）長が必要と認める書類を添えて、市（町）長に申請するものとし、市（町）長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市（町）長は、当該助成申請について、福祉医療費の助成を行うことが適当でないとき、助成申請額の全部または一部の助成を行わないことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、市（町）長は、助成対象者が滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合には、福祉医療費として当該助成対象者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- (3) 前項の規定による支払いがあったときは、当該助成対象者に対し、福祉医療費の助成があったものとみなす。

## 6 自己負担金の支払

前条第 2 項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける第 4 条第 2 項に規定する母子

家庭の母等および児童については、自己負担金を保険医療機関等に支払うものとする。

## 7 助成の期間

- (1) 福祉医療費の助成は、次項から第4項に定める場合を除き助成対象者となった日の属する月の初日からその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療に係る福祉医療費について行うこととする。
- (2) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県外から本市（町）の区域内に居住することとなった者であるときは、当該居住することとなった日からとする。
- (3) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市（町）の区域内に居住することとなった者であり、かつその者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動があるときは、当該居住することとなった日からとする。
- (4) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市（町）の区域内に居住することとなった者であり、かつその者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動がないときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

## 8 県の補助

母子家庭の福祉医療費に係る県の負担について、第3条に定める助成対象者に対し、県は予算の範囲内において市町が実施する本制度による事業のために支出した医療費の額に、次の補助率を乗じた額とする。

- |           |     |       |      |       |
|-----------|-----|-------|------|-------|
| (1) 福祉医療費 | 県負担 | 1 / 2 | 市町負担 | 1 / 2 |
| (2) 請求事務費 | 県負担 | 1 / 2 | 市町負担 | 1 / 2 |

## 9 実施時期

昭和51年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別 表 自己負担金

区 分	金 額	備 考
入 院	1日当たり1,000円	自己負担金は、同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療および歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。)ごとに1か月につき14,000円を限度とする。
通 院	1診療報酬明細書当たり 500円	(1) 1か月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。 (2) 調剤報酬明細書には適用しない。